

【第3報・最終】 ●●管内 一般道自損事故

【発生日時】 2026年2月8日（日）19：35頃

【発生場所】 県道9号 大矢知町北交差点付近（一般道）

【件 名】 2025年度 東名阪自動車道 ●●管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋（株）
●●） ●●

【概 要】 大安基地で塩運搬積み込み作業完了後、みえ川越基地へ向かうために乗用車にて一般道の下り坂で、車両走行中にスリップして横滑りを起こし、道路横の側溝に後輪タイヤが落下した。

【被害状況】 人的被害：相手なし ・ 当方なし
物的被害：相手 なし(道損なし) ・ 当方 ●●関係車両

【時 系 列】

2月8日 19：00 大安基地 塩積み込み作業完了後、乗用車にてみえ川越基地へ移動
19：35 事故発生
19：40 運転手より●●担当者に報告。刻運転手から警察・ロードサービスに連絡
19：45 ●●担当者よりメンテ●●課長（雪氷本部）に報告
20：00 ●●課長よりメンテ本社へ報告
20：20 警察現着・事故検分
20：40 事故検分終了
21：30 ロードサービス現着・車両引上げ開始
22：00 車両引上げ完了

【報 道 等】 なし

【原 因】 路面の状況はアイスバーン(車両の速度は20～30 k mで走行)状態であった。
スリップの可能性を分かりながら個人のノーマルタイヤの乗用車で基地間を移動した。

【今後の対策】 ①三重県道路交通法施行細則 第16条第5号「積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車（二輪の自動車を除く。）を運転しないこと。」と定められていることを、通常時安全大会及び雪氷期間前に、メンテ安全担当者が現場従事者全員に周知し、道路上に積雪があり、凍結の恐れもある場合は、タイヤチェーン、スノータイヤ等の措置を講じるよう再教育する。

②業務による現場移動は、タイヤチェーン、スノータイヤ等を装着した会社所有の車両を利用することを周知徹底する。

③適切な車両が無い時は、会社責任者に連絡し、指示を仰ぐ。

④危険予知はできていたにもかかわらず安全対策を怠ってしまったことは、安全意識が低かったと考えられ、万が一事故を起こせば、その影響は多大なものになることを周知する。

⑤上記の再発防止策についても、メンテが全現場従事者に対し理解度確認テストを実施し、結果に基づき、必要に応じて再教育を行い、周知徹底を図る。

【位置図】



【路面状況】 アイスバーン

